

# 環境社会配慮ガイドライン包括的検討 助言委員会ワーキンググループ テーマ⑧住民移転、先住民族

- 論点8.2 「先住民族の呼称についてIndigenous Peoples/Sub-Saharan African Historically Underserved Traditional Local Communities を参照することの要否」
- 論点8.3 「FPIC (Free, Prior and Informed Consent) の定義の参照」
- 論点8.4 「先住民族配慮計画の構成要素の参照」

# ① レビュー調査結果（論点8.2）

- 世銀ESS7「先住民族／アフリカサブサハラの歴史的に恵まれない伝統的地域社会」
  - ESFの導入に向けて世銀が実施したコンサルテーションで、一部のステークホルダーからIndigenous Peoplesという用語に対し民族間の対立を招く懸念が示されたため、ESS7ではタイトルがIndigenous Peoples/Sub-Sahara African Historically Underserved Traditional Local Communitiesに変更された。
  - Indigenous Peoples/Sub-Sahara African Historically Underserved Traditional Local Communities（以下、「先住民族」）の要件はOP4.10と変更がない。（ESS7 para8）

（レビュー調査最終報告書 p4-31）

# ① レビュー調査結果（論点8.3）

## ■ 世銀ESS7：FPIC

- Free, Prior, and Informed Consent (FPIC) の合意とは、「先住民族」による集団での事業に対する合意であり、全員一致である必要はない。現行JICA GLには、「十分な情報が提供された上での自由な事前の協議を通じて、当該先住民族の合意が得られるよう努めなければならない」と記載されている。これまでの世銀セーフガード政策では、FPICの定義は「自由で事前の協議（Free, Prior, and Informed Consultation）」であったが、ESS7では、「自由で事前の合意（Free, Prior, and Informed Consent）」に変更された。
- FPICの合意とは、FPICは全員的一致である必要はなく、Indigenous Peoples/Sub-Saharan African Historically Underserved Traditional Local Communities内の個人またはグループから反対意見あった場合でも、合意とみなしうる。（ESS7 para25）

（レビュー調査最終報告書 p4-31）

# ① レビュー調査結果（論点8.4）

## ■ 世銀ESS7「先住民族／アフリカサブサハラの歴史的に恵まれない伝統的地域社会」

- 世銀ESS7では、借入人は先住民族との協議の上で事業の影響やリスクに応じた緩和策に関する計画を作成する。(ESS7 para13) 当該計画は、以下の場合に独立した計画として策定される必要はない。
  - ① プロジェクトの裨益者が先住民族のみ、または圧倒的大多数の場合、当該計画の要素は事業計画に反映されていることが想定されるため。(ESS7 para15)
  - ② 先住民族が他の民族等と共存して暮らしている場合、先住民族への影響やリスクに応じた緩和策の全ての要素を含みつつ、他の民族等も対象に含めた統合されたコミュニティ開発計画を策定することが可能。(ESS7 para17)
  - ③ 先住民族が用地取得や住民移転の対象となる場合、ESS5及びESS7に基づく文書は統合して策定することが可能。(ESS7 para GN31.2)

(レビュー調査最終報告書 p4-31)

## ■ IFC PS7「先住民族」

- IFC PS7「先住民族」では、先住民族の要件は、自己認識、地理的愛着、独特な文化経済社会政治的制度、その国や地域の公用語ではない言語。(PS7 para5)
- クライアントによる影響緩和策は、影響を受ける先住民族コミュニティとの協議に基づき策定され、先住民族計画 (Indigenous Peoples Plan: IPP) やより広範囲のコミュニティ開発計画といった計画として取り纏められるものとする。(PS7 para9)

# ① レビュー調査結果（論点8.4）

## ■ 世銀ESS7 Guidance Note Appendix A: IPPの構成要素

- 1, 社会アセスメントの要約
- 2, 先住民族との有意義な協議の要約
- 3, 先住民族との有意義な協議を実施するための枠組み
- 4, 先住民族が文化的に適切な社会的・経済的利益を享受することを確保するためのジェンダーに配慮した方策
- 5, 先住民族への負の影響を回避し、最小化し、緩和し、もしくは代償するための方策
- 6, IPPを実施するための予算、スケジュール、役割
- 7, 苦情処理メカニズム
- 8, モニタリング、評価のメカニズム

# ① レビュー調査結果（論点8.2-8.4）

## ■ JICA対応状況

### 1、先住民族への影響の有無の確認

- カテゴリC（10件）を除く90案件のうち、先住民居住区等への影響は3案件(No. 32, 42, 44)で確認された。

### 2、負の影響の回避最小化の検討状況確認

- JICA GLでは別紙1「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」でプロジェクトが先住民族に及ぼす影響は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならないと記載されている。本調査にて先住民居住区等への影響が確認された3案件においては、IPPにおいて、先住民に与える影響を最小化する方法が検討されている。

### 3、IPPの作成公開状況確認

- カテゴリC（10件）を除く90案件のうち、先住民族居住区等への影響が確認された3件について、IPPの要素を取り入れてRAPが作成されたケース(No.32)、Vulnerable People's Plan (VPP) が作成されたケース(No.42)、IPPフレームワークが作成されたケース(No.44)が特定された。

※ No.44はマスタープラン段階のため、フレームワークを作成。

（レビュー調査最終報告書 p4-30）

# ① レビュー調査結果（論点8.2-8.4）

## 4、FPICの実施状況確認

- インド北東州道路網連結性改善事業（フェーズ1）（第一期）（No.32）においては、国内法上先住民族として扱われている被影響住民（PAPs）が確認されているが、同事業においては、PAPsのほぼ全員が先住民族であること、また彼らが一般住民と同じ生活様式や生活水準を維持していることが社会経済調査にて確認されていることを鑑み、IPPを別途作成するのではなく、RAPの中にIPPの要素を含め、協議においてはFree, Prior, Informed Consultationに配慮を行っている（ADBや世銀が同州にて行っている事業においても、IPPの要素を反映したRAPが作成されている）。
- ケニアータンザニア連系送電線事業（No.42）においては、Vulnerable People' s Plan (VPP) 作成過程で、Free, Prior, Informed Consultationの原則に基づいて協議が行われた。審査時(2019年4月)には、VPPのスケジュールは環境社会管理計画（ESMP）同様であること、VPPを対象とした協議において挙げた緩和策（墓は移転対象としないこと、蛇を殺さないこと、割礼儀式を邪魔しないこと）が含まれていることを確認し、VPP が適切であると判断された。また、蛇を殺さない、儀式を邪魔しないという緩和策は、コントラクター契約において動物を殺すことの禁止、文化への配慮という形で反映されていることを確認した。

（レビュー調査最終報告書 p4-30）

## ② 包括的検討での検討ポイント

論点8.2 「先住民族の呼称についてIndigenous Peoples/Sub-Saharan African Historically Underserved Traditional Local Communities を参照することの要否」

論点8.3 「FPIC(Free, Prior and Informed Consent)の定義の参照」

論点8.4 「先住民族配慮計画の構成要素の参照」

1. 先住民族配慮に係る留意点（呼称、FPICの定義等について）